

宍粟市条例第6号

宍粟市ふるさとづくり寄付条例

(目的)

第1条 この条例は、寄付金を広く募り、その寄付金を財源として、宍粟市の豊かな自然景観を保全し、自然の恵みから生まれる様々な観光資源を市民や来訪者に発信することにより、個性豊かな魅力あるふるさとづくりに資することを目的とする。

(寄付金の使途)

第2条 前条に規定する寄付金を財源として行う事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 水源のさと保全に係る事業
- (2) 観光資源の発掘、利活用に係る事業

(基金の設置)

第3条 前条に規定する事業に充てるため寄付者から收受した寄付金を適正に管理運用するために、宍粟市ブナ基金(以下「基金」という。)を設置する。

(寄付金の指定等)

第4条 寄付者は、第2条各号に規定する事業のうち、自らの寄付金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

2 この条例に基づいて收受した寄付金のうち、前項に規定する事業の指定がないものについては、市長が当該事業の指定を行うものとする。

(寄付者への配慮)

第5条 市長は、基金の積立て、管理、処分その他基金の運用に当たっては、寄付者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(基金の積立て)

第6条 基金として積み立てる額は、第4条の規定により寄付された寄付金の額とする。

(基金の管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の運用益金の処理)

第8条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第9条 基金は、その設置の目的を達成するため、第2条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(運用状況の公表)

第10条 市長は、毎年この条例の運用状況について、公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。